

# 岡山市立芳泉小学校・ひばり分校 いじめ防止基本方針

平成30年1月 策定

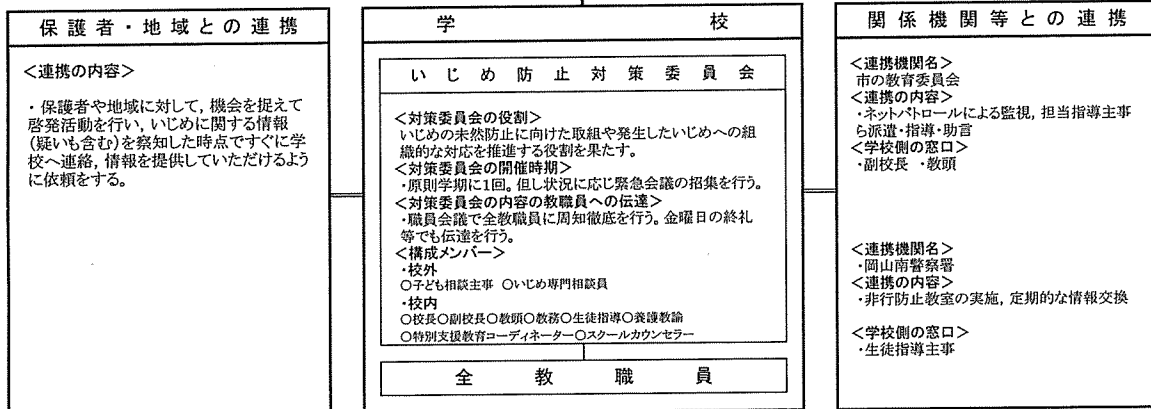
## いじめに関する現状と課題

本校のいじめの現状については、全校的にみると、現在のところ認知件数は比較的少ない。しかし「いじめ」や「いじめにつながる芽」はかならず学級内にあるという危機意識をもって日々の教育活動を推進しているところである。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであるとの認識のもと、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが求められている。そして、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが必要である。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員の研修の充実も図ってきたい。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめとは、「児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」という。

<重点となる取組>  
いじめを防止するために一人ひとりの児童が授業や学校行事に主体的に参加し、友達と関わり合いながら互いの良さを認め合う場を設定し、自分自身の成長を確かめることができるようにする。  
いじめの認知に当たっては、いじめはどの子にも起こりうるものであることを十分認識した上でアンケート調査や個別面談を実施し、定期的な児童から直接状況を聞く機会を設け、個々の児童の状況を十分把握する。



## 学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(1)道徳教育・人権教育を充実し、豊かな心の育成に努める。 学校教育活動全体を通して道徳教育・人権教育を推進し、社会性や規範意識、思いやりの心など、豊かな心の育成に努める。</p> <p>(2)体験活動などの教育活動を推進し、社会性を育む。 体験活動や学校行事などの様々な活動を通じて子どもたちの豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育てていく。</p> <p>(3)子どもたちの主体的な活動を推進する。 いじめを許さない風土を子どもたちの中から醸成していくため、児童会活動などの自治活動を活性化させ、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や子ども同士で悩みを聞き合う活動など、子どもたちの主体的な活動を推進する。</p> <p>(4)情報モラル教育に積極的に取り組む。 インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応のため、発達段階に応じて、情報モラルを身につけさせる情報モラル教育に取り組む。また、保護者に対しても、携帯電話などがもたらす様々な問題について啓発を行っていく。</p>
②	早期発見	<p>(1)教育相談体制の充実を図る。 教職員は適切なカウンセリングマインドをもち、子どもたちが何でも相談できる人間関係づくりに努める。また、いじめに関するアンケート調査やQ&amp;Uを定期的に行うなど、子どもたちの実態を把握するための取組を行った、定期的な教育相談体制(個人面談の実施など)を充実させたりしていく。</p> <p>(2)校内の情報共有体制を整備する。 子どもたちの小さな変化を見逃さない情報共有に関する方法・体制の充実を図り、担任だけの判断にとどまらない、得た情報の共有と整理とをしながら、組織的・積極的な指導支援を行うことのできる校内指導体制を整備する。</p> <p>(3)地域や家庭に情報提供等を依頼する。 保護者や地域に対して機会を捉えて啓発活動を行い、いじめに関する情報(疑いも含む)を察知した時点ですぐに学校へ連絡、情報を提供していただけるように依頼する。</p>
③	いじめへの対応	<p>(1)いじめを認知した時点で迅速に組織的に対応していく。 いじめを認知した場合は、迅速に校内いじめ防止対策委員会を招集し、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら組織的に対応していく。</p> <p>(2)事実の明確化に努める。 関係者からの聞き取りやアンケート調査など、できる限りの手立てを用いながら事実を明確にしていき、保護者に伝えていく。</p> <p>(3)被害を受けた子どもへの支援を最優先に取り組む。 スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら、被害を受けた子どもの心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、安心して登校できる状況を構築する。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取組について、被害を受けた子どもの保護者に対し、できるだけ正確に伝え協力を仰ぐ。</p> <p>(4)突然とした姿勢で害を加えた子どもへの指導支援を行う。 いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で指導し、重大事態を招くような事案の場合は警察との連携により厳しい指導を行うとともに、害を加えた子どもをいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な解決に向けた取組を行う。</p> <p>(5)いじめの構造を意識して集団への指導を行う。 いじめには被害を受けた子どもと害を加えた子どもだけでなく傍観者の子どもたちもいる。そうした構造を意識していじめを許さない集団の構成に努めるとともに、被害を受けた子どもを支えることができる風土を構築していく。</p>